

新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者に係る休業補償制度
の創設に関する意見書（案）

新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、濃厚接触者の数も増加している。濃厚接触者となった場合、自宅待機等の措置になるが、こうした自宅待機等による労働者の休業の多くは、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の制度の対象とならないため、安心して休業することができない現状がある。濃厚接触者が非正規雇用の場合は、更に大幅な収入の減少につながり、雇用の維持も含め、深刻な状況に置かれている。

また、同居する親族等が濃厚接触者となったが、本人は濃厚接触者ではない場合は、有給休暇で対応し、有給休暇がない場合は欠勤扱いとなり、その休業補償がない企業も少なくない。

自宅待機等の措置により、休業する労働者に不利益が生じることがないようにするため、国が十分な補償を行う必要がある。また、こうした補償が感染拡大の防止に資することにもなる。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者に係る休業補償制度を創設するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年10月 日

東京都議会議長 三宅 しげき

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

厚生労働大臣

経済産業大臣

経済再生担当大臣

宛て